



令和6年度

環境局の取組  
について

# (1) 環境局の懲戒処分状況について

## ◆年度別懲戒処分件数の推移

- 近年減少傾向にあったが、令和4年度、5年度は前年比増となった。

期間	環境局	参考 *大阪市	
			内 市長部局等
平成30年度	6件	73件	40件
令和元年度	6件	63件	33件
令和2年度	3件	68件	32件
令和3年度	※3件	※63件	34件
令和4年度	5件	59件	30件
令和5年度	6件	91件	47件

\*大阪市の処分件数には交通局は含まない。

※コロナ自粛要請下における職員の会食事案64件（環境局2件）を除く。

# (1) 環境局の懲戒処分状況について

## ◆環境局の重点取組及び数値目標の推移

- 当局では、不祥事の根絶に向けて、平成25年7月から独自に数値目標を掲げ、さらに、市長部局共通の重点取組を設定するようになった平成29年度からは、局独自の重点取組を設定している。
- 平成30年度より懲戒処分件数を3件以内に抑えることを目標として設定し、令和2年度に目標件数を下回った。令和3年度からは本来の目標である不祥事の根絶に向けて、重点取組を設定することとした。

目標設定期間	環境局			参考（市長部局の重点取組）
	目標件数	処分件数	重点取組	
R元年度	3件	4件	勤務時間中の喫煙の防止	飲酒時による非違行為の防止 マイカー通勤及び虚偽の届出・報告の防止
R2年度	3件	1件	勤務時間中の喫煙の防止 マイカー通勤の防止	飲酒時による非違行為の防止 不適正事務
R3年度	0件	1件	ハラスメントの防止 勤務時間中の喫煙の防止 マイカー通勤の防止	不適正事務事案の発生防止 ハラスメント事案の発生防止
R4年度	0件	3件	ハラスメントの防止 勤務時間中の喫煙の防止 マイカー通勤の防止	飲酒時による非違行為の防止 ハラスメント事案の発生防止
R5年度	0件	2件	飲酒時の非違行為の防止 ハラスメントの防止	飲酒時による非違行為の防止 ハラスメント事案の発生防止

※目標件数及び処分件数は、目標設定期間内に発生した事案を、当該期間内に処分した件数。

# (1) 環境局の懲戒処分の状況について

## ◆令和3年度の懲戒処分の状況

処分月	事案	処分量定	発生日時
R3.8	公務上交通事故	戒告	H30.3.12
R4.1	不法投棄	減給7,100円	H30.7.22
R4.2	クレジットカード不適正利用	停職1月	R3.5.30~R3.6.24

※コロナ自粛要請下における職員の会食事案を除く

## ◆令和4年度の懲戒処分の状況

処分月	事案	処分量定	発生日時
R4.11	職歴詐称（給与不正受給未遂）	減給1月	R4.9.1~
R5.1	公的債権滞納	停職（1日）	R2.10.15~
R5.2	公務上交通事故	戒告	R3.3.24
R5.3	虚偽報告（公務上交通事故）	戒告	R4.7.15
R5.3	虚偽報告（公務上交通事故）	戒告	R4.7.15

※濃色は当該年度内に発生し、当該年度内に処分をおこなったもの。

# (1) 環境局の懲戒処分の状況について

## ◆令和5年度の懲戒処分の状況

処分月	事案	処分量定	発生日時
R5.5	公務上交通事故	戒告	R4.3.8
R5.5	職務命令違反	戒告	R3.4~R4.3
<b>R5.7</b>	<b>大阪府迷惑防止条例違反 (飲酒後の痴漢)</b>	<b>停職3月</b>	<b>R5.4.28</b>
R5.8	公務上交通事故	戒告	R3.12.23
R5.10	職務命令違反・虚偽報告・管理監督責任	戒告	R5.7.26
R6.3	システムの映像データの削除及び供述の変遷	戒告	R4.11

※濃色は当該年度内に発生し、当該年度内に処分をおこなったもの。

※太字は重点取組に係る非違行為。

## (2) 令和5年度 環境局の重点取組について（振り返り）

### ◆重点取組

#### ①飲酒時の非違行為の防止 ②ハラスメントの防止

##### ①の取組内容について

- ・ 当局独自の取組として行っているサービス研修やコンプライアンス研修の内容に反映させた
- ・ 夏季および年末の綱紀保持の通知を行う際に重点取組として周知し啓発を図った

⇒**令和5年4月に不祥事が発生したが、令和5年度重点取組に設定以降は、飲酒時の非違行為にかかると処分は発生しなかった**

##### ②の取組内容について

- ・ 課長級以下全職員を対象としたハラスメント防止研修をe-ラーニングにて実施した
- ・ 行政職員は係長級以上、技能職員は部門監理主任以上を対象とした、外部講師による対面での研修を実施した（各課・事業所から1, 2名程度）

⇒**ハラスメントの認定に至った事案はなかったが、相談員への相談が5件あった**

## (3) 令和6年度における環境局の取組について

### ◆大阪市重点取組

#### ①飲酒時の非違行為の防止 ②ハラスメントの防止

##### ①について

飲酒時の非違行為の防止については、当局で昨年度1件飲酒に関わる不祥事案が発生しており、これ以上の不祥事を発生させないために以下のとおり取組んでいく。

##### (取組内容)

- ・ 服務研修、コンプライアンス研修等の研修内容に反映し、啓発を図る。
- ・ 夏季、年末の綱紀保持の通知の際に飲酒時の非違行為防止について盛り込んだ内容を通知する。

##### ②について

ハラスメントの防止については、令和4年度7件、令和5年度に5件の相談があったことを鑑み、引き続き重点的に取り組んでいく。

##### (取組内容)

- ・ ハラスメントの防止研修を課長級以下全職員を対象にe-ラーニングで実施する。
- ・ 行政職員は係長、課長代理、課長、技能職員は部門監理主任以上の全職員を対象として外部講師による対面での研修を実施する。

**①、②ともに市の重点取組を踏まえて局独自の取組を徹底していく。**

# NO!ハラスメント



## 重点取組その1「ハラスメントの防止」

ハラスメントの防止には、風通しのよい職場づくりや、相手の立場に立った言動が大切です。  
今一度、普段の言動や行動を振り返ってみましょう。



環境局  
職員課

# NO!飲酒トラブル

## 重点取組その2「飲酒時の非違行為の防止」

24時間365日公務員であるという自覚を忘れず、  
お酒にのまれないようくれぐれも注意してください。

不祥事根絶を目指して、  
一人ひとりが強い自覚を！

令和6年度  
市長部局重点取組